

秩父市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づく所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

平成27年8月10日

秩父市長 久喜 邦 康

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

別紙1のとおり

2 申請不動産に関する事項

別紙1のとおり

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

期 間 平成27年8月10日から平成27年11月13日

方 法 地方自治法施行規則第22条の3第2項に規定する手続き（異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他必要と認める書類を添えて行う）による

5 異議申出書等提出先

秩父市熊木町8番15号

秩父市総務部総務課

電話番号 0494-22-2251（直通）

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称 中村町会
 区 域 秩父市中村町全域
 主たる事務所 秩父市中村町一丁目 3 番 1 3 号

2 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
①屋台蔵	49.58㎡	所在:秩父市中村町三丁目 2 4 1 0 番地 家屋番号: 1 2 8 番

・土地

地 目	面 積	所 在 地
②宅地	② 41.55㎡	② 秩父市中村町二丁目 2 4 1 7 番 2
③畑	③ 7.2㎡	③ 秩父市中村町二丁目 2 4 1 7 番 3
④宅地	④ 34.80㎡	④ 秩父市中村町四丁目 2 5 7 3 番 1
⑤宅地	⑤ 14.77㎡	⑤ 秩父市中村町四丁目 2 5 7 3 番 2

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①屋台蔵 井上 武三郎 外 2 名

②③宅地・畑

秩父市大字大宮 2 4 2 7 番地 井上 萬太郎
 秩父市大字大宮 4 9 3 番地 井上 茂作
 秩父市大字大宮 2 4 1 2 番地 1 井上 市太郎
 秩父市大字大宮 2 5 5 4 番地 井上 輝次
 秩父市大字大宮 2 4 6 0 番地 井上 啓藏
 秩父市大字大宮 2 4 8 3 番地 井上 憲太郎
 秩父市大字大宮 2 6 1 2 番地 井上 鉄之助
 秩父市大字大宮 2 6 1 5 番地 井上 喜一郎
 秩父市大字大宮 2 5 1 5 番地 磯田 安雄

④宅地

井上 綱吉、井上 丈吉、井上 東雲、井上 源之助、井上 小重郎、
 井上 鶴次郎、井上 藤八、井上 伊八、井上 辰五郎、井上 富太郎、
 井上 平吉、井上 吉左エ門、児玉 喜三郎、小池 鷺五郎、井上 伊兵衛、
 江野 國五郎、井上 常吉、井上 銀次郎、井上 寅次郎、浅見 定吉、
 井上 和十郎、井上 徳兵衛、高橋 嘉七、内田 園右エ門、井上 藤太郎、
 井上 駒吉、井上 國助、井上 庄次郎、井上 玉吉、岩田 文次郎、
 岩田 元吉、佐野 友次郎、井上 松五郎、丸岡 己代吉、児玉 利助、
 岡島 愛蔵、町田 善吉、大島 小助、磯田 楽次郎、新井 徳太郎、
 大島 仁兵衛、井上 マサ、豊田 慶蔵、大沢 作太郎、新井 福次郎、
 井上 久之助、井上 要助、大沢 和助、大沢 吉蔵、大沢 松蔵、
 大沢 金次郎、近藤 勘蔵、内田 栄吉、大塚 梅五郎、大塚 金八、
 榊原 瑜喜丸、町田 春之助、内田 常吉、新井 フジ、近藤 重蔵、
 浅賀 安吉、湯本 伊三郎、福島 新助、井上 長蔵、内田 角之助、
 井上 キヌ

⑤宅地 井上 綱吉 外 6 5 名